

災害対策基本法の一部を改正する法律案 参照条文

目次

一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）	1
二 地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）（抄）	15
三 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）（抄）	15
四 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）（抄）	16
五 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）（抄）	19
六 原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）	37

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

目次

第一章	総則（第一条―第十条）
第二章	防災に関する組織
第一節	中央防災会議（第十一条―第十三条）
第二節	地方防災会議（第十四条―第二十三条）
第三節	非常災害対策本部及び緊急災害対策本部（第二十四条―第二十八条の六）
第四節	災害時における職員の派遣（第二十九条―第三十三条）
第三章	防災計画（第三十四条―第四十五条）
第四章	災害予防（第四十六条―第四十九条）
第五章	災害応急対策
第一節	通則（第五十条―第五十三条）
第二節	警報の伝達等（第五十四条―第五十七条）
第三節	事前措置及び避難（第五十八条―第六十一条）
第四節	応急措置（第六十二条―第八十六条）
第六章	災害復旧（第八十七条―第九十条）
第七章	財政金融措置（第九十一条―第一百四条）
第八章	災害緊急事態（第一百五条―第九十九条の二）
第九章	雑則（第一百条―第一百十二条）
第十章	罰則（第一百三十三条―第一百七条）
附則	

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づき自発的な防災組織（第八条第二項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(住民等の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 災害及び災害の防止に関する科学研究とその成果の実現に関する事項

- 二 治山、治水その他の国土の保全に関する事項
 - 三 建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項
 - 四 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項
 - 五 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項
 - 六 災害の予報及び警報の改善に関する事項
 - 七 地震予知情報（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第三号の地震予知情報をいう。）を周知させるための方法の改善に関する事項
 - 八 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項
 - 九 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項
 - 十 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項
 - 十一 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項
 - 十二 地方公共団体の相互応援に関する協定の締結に関する事項
 - 十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項
 - 十四 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置に関する事項
 - 十五 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項
 - 十六 被災者に対する的確な情報提供に関する事項
 - 十七 防災上必要な教育及び訓練に関する事項
 - 十八 防災思想の普及に関する事項
- 3 国及び地方公共団体は、災害が発生したときは、すみやかに、施設の復旧と被災者の援護を図り、災害からの復興に努めなければならない。

(中央防災会議の設置及び所掌事務)

第十一条 内閣府に、中央防災会議を置く。

2 中央防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防災基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、及びその実施を推進すること。

三 内閣総理大臣の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。

四 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。

五 内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣(同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第七号又は第八号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものに限る。以下「防災担当大臣」という。

）がその掌理する事務について行う諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。

六 防災担当大臣が命を受けて掌理する事務に係る前号の重要事項に関し、当該防災担当大臣に意見を述べること。

七 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

3 前項第五号の防災担当大臣の諮問に応じて中央防災会議が行う答申は、当該諮問事項に係る事務を掌理する防災担当大臣に対し行うものとし、当該防災担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。

4 内閣総理大臣は、次に掲げる事項については、中央防災会議に諮問しなければならない。

一 防災の基本方針

二 防災に関する施策の総合調整で重要なもの

三 非常災害に際し一時的に必要なとする緊急措置の大綱

四 災害緊急事態の布告

五 その他内閣総理大臣が必要と認める防災に関する重要事項

(都道府県防災会議の設置及び所掌事務)

第十四条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2 都道府県防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 三 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 四 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(都道府県防災会議の組織)

第十五条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
 - 三 当該都道府県の教育委員会の教育長
 - 四 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
 - 五 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者
 - 六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - 七 当該都道府県の地域において業務を行なう指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知

事が任命する者

- 6 都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
- 8 全各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。

(市町村防災会議)

- 第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。
- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき(第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。)は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約)で定める。

(災害対策本部)

- 第二十三条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところ

るにより、災害対策本部を設置することができる。

2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもつて充てる。

3 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員のうちから、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が任命する。

4 災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

5 都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部に、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

6 都道府県の災害対策本部長は当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、市町村の災害対策本部長は当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 前各項に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

(非常災害対策本部の所掌事務)

第二十六条 非常災害対策本部は、次の各号に掲げる業務をつかさどる。

一 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。

二 非常災害に際し作成される緊急措置に関する計画の実施に関すること。

三 第二十八条の規定により非常災害対策本部長の権限に属する事務

四 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(非常災害対策本部長の権限)

第二十八条 非常災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該非常災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

2 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があるとき、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

3 非常災害対策本部長は、非常災害現地対策本部が置かれたときは、前二項の規定による権限の一部を非常災害現地対策本部長に委任することができる。

4 非常災害対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(緊急災害対策本部の所掌事務)

第二十八条の四 緊急災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。

二 非常災害に際し作成される緊急措置に関する計画の実施に関すること。

三 第二十八条の六の規定により緊急災害対策本部長の権限に属する事務

四 前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(緊急災害対策本部長の権限)

第二十八条の六 緊急災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該緊急災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

2 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権

限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

- 3 緊急災害対策本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。
- 4 緊急災害対策副本部長は、緊急災害現地対策本部が置かれたときは、第一項又は第二項の規定による権限（同項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。）の一部を緊急災害現地対策副本部長に委任することができる。
- 5 緊急災害対策副本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

（都道府県地域防災計画）

第四十条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

- 二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

- 三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

- 3 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

- 3 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

- 4 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

- 5 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

(都道府県相互間地域防災計画)

第四十三条 都道府県防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る都道府県相互間地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県相互間地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2 都道府県相互間地域防災計画は、第四十条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。

3 第四十条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により都道府県防災会議の協議会が、都道府県相互間地域防災計画を作成し、又は修正した場合について準用する。

(市町村相互間地域防災計画)

第四十四条 市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村相互間地域防災計画は、第四十二条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。

3 第四十二条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により市町村防災会議の協議会が、市町村相互間地域防災計画を作成し、又は修正した場合について準用する。

(災害予防及びその実施責任)

第四十六条 災害予防は、次の各号に掲げる事項について、災害の発生を未然に防止する等のために行なうものとする。

- 一 防災に関する組織の整備に関する事項
- 二 防災に関する訓練に関する事項
- 三 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項

四 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項

- 五 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならぬ。

(情報の収集及び伝達)

第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下第五十八条において「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

(被害状況等の報告)

第五十三条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあつては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。

2 都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況これに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

5 第一項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の

代表者又は指定行政機関の長は、当該非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。

6 内閣総理大臣は、第一項から第四項までの規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を中央防災会議に通報するものとする。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

2 前条第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

(都道府県知事の指示)

第七十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による都道府県知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第七十四条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行なうものとする。

(他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担)

第九十二条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第七十四条第一項の規定により他の地方公共団体の長又は委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなくてはならない。

2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。

○ 地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「地理空間情報」とは、第一号の情報又は同号及び第二号の情報からなる情報をいう。

- 一 空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（当該情報に係る時点に関する情報を含む。以下「位置情報」という。）
- 二 前号の情報に関連付けられた情報

○ 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）（抄）

（災害対策基本法等との関係）

第三十二条 災害対策基本法第二条第十号イからニまで、第十四条第二項、第十六条第一項、第十七条第一項、第二十三条第一項、第四項及び第六項、第四十条第一項及び第二項、第四十二条第一項及び第二項、第四十三条第一項並びに第四十四条第一項並びに大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第十七条第七項及び第八項並びに第十八条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定に規定する地域又は区域は、特別防災区域（第二十七条第二項の規定により防災本部を置かないこととする都道府県の区域内に所在するものを除く。次項において同じ。）を含まないものとする。

2 特別防災区域に係る災害対策基本法の規定の適用については、同法第二条第十号中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの（石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十二条第一項に規定する特別防災区域については、同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画（以下「石油コンビナート等防災計画」という。））」と、同法第三条第四項中「この法律の規定による都道府県」とあるのは「都道府県」と、同法第六条第一項中「この法律の規定による国」とあるのは「国」と、同法第十三条第二項中「都道府県防災会議又は」とあるのは「都道府県防災会議、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部（以下「石油コンビナート等防災本部」という。）又は」と、「都道府県防災会議の協議会」とあるのは「都道府県防災会議の協議会、石油コンビナート等防災本部の協議会」と、同法第二十一条中「都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議、石油コンビナート等防災本部」と、同法第四十一条中「又

は都道府県地域防災計画」とあるのは、「都道府県地域防災計画又は石油コンビナート等防災計画」と、同法第四十五条中「会長」とあるのは「会長若しくは本部長」と、「都道府県防災会議又はその」とあるのは「都道府県防災会議若しくは石油コンビナート等防災本部又はこれらの」と、同法第五十八条中「市町村地域防災計画」とあるのは「石油コンビナート等防災計画」とする。

○ **大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）（抄）**

（都道府県警戒本部の組織及び所掌事務等）

第十七条 都道府県警戒本部の長は、都道府県地震災害警戒本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。

2 都道府県警戒本部に、都道府県地震災害警戒副本部長、都道府県地震災害警戒本部員その他の職員を置く。

3 都道府県地震災害警戒副本部長は、都道府県地震災害警戒本部員のうちから当該都道府県の知事が任命する。

4 都道府県地震災害警戒副本部長は、都道府県地震災害警戒本部長を助け、都道府県地震災害警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 都道府県地震災害警戒本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
- 三 当該都道府県の教育委員会の教育長
- 四 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長（第二十三条第五項において「警察本部長」という。）
- 五 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者
- 六 当該都道府県の区域内の市町村及び消防機関の職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 七 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者

- 6 都道府県地震災害警戒副本部長及び都道府県地震災害警戒本部員以外の都道府県警戒本部の職員は、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
- 7 都道府県警戒本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 当該都道府県の地域において指定地方行政機関の長、市町村の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関すること。
 - 二 当該都道府県の地域に係る地震防災応急対策等の実施及び実施の推進に関すること。
 - 三 次項の規定により都道府県地震災害警戒副本部長の権限に属する事務
 - 四 前三号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
- 8 都道府県地震災害警戒副本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る地震防災応急対策等を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 9 前各項に規定するもののほか、都道府県警戒本部に関し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。
- 10 都道府県警戒本部が設置されている場合においては、災害対策基本法第十四条第一項に規定する都道府県防災会議は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる事務で当該地震予知情報に係る地震災害に関するものを行わないものとする。

(都道府県警戒本部又は市町村警戒本部の廃止)

- 第十九条 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に関し災害対策基本法第二十三条第一項に規定する災害対策本部が設置された時に、廃止されるものとする。
- 2 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第九条第三項の警戒解除宣言があつたときは、速やかに廃止するものとする。

(地震予知情報の伝達等に関する災害対策基本法の準用)

- 第二十条 災害対策基本法第五十一条の規定は地震予知情報の伝達について、同法第五十二条の規定は警戒宣言が発せられた場合

における防災に関する信号について、同法第五十五条から第五十七条までの規定は都道府県知事又は市町村長が警戒宣言が発せられたことを知った場合について準用する。この場合において、同法第五十一条中「、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下第五十八条において「災害応急対策責任者」という。）」とあるのは、「その他大規模地震対策特別措置法第二条第十四号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と読み替えるものとする。

（地震防災応急対策に係る措置に関する災害対策基本法の準用）

第二十六条 災害対策基本法第五十八条、第六十条、第六十一条、第六十三条第一項及び第二項、第六十七条、第六十八条、第七十四条並びに第七十九条の規定は、警戒宣言が発せられた場合に準用する。この場合において、同法第五十八条中「災害応急対策責任者」とあるのは「大規模地震対策特別措置法第二条第十四号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と、同法第六十条第三項中「報告」とあるのは「報告し、及び管轄警察署長に通知」と読み替えるものとする。

2 災害対策基本法第七十二条の規定は、警戒宣言が発せられた場合に都道府県知事が市町村長に対して行う指示について準用する。

3 災害対策基本法第八十六条の規定は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため必要な国有財産等の貸付け又は使用について準用する。

（財政措置に関する災害対策基本法の準用）

第三十一条 災害対策基本法第九十二条の規定は第二十六条第一項において準用する同法第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第七十四条第一項の規定による応援に要した費用について、同法第九十三条の規定は第二十六条第二項において準用する同法第七十二条の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した地震防災応急対策に係る措置に要した費用及び応援のために要した費用について、同法第九十四条の規定は地震防災応急対策に要する費用について、同法第九十五条の規定は第十三条第一項の規定による地震災害警戒本部長の指示に基づいて地方公共団体の長が実施した地震防災応急対策等に係る措置に要した費用について準用する。

○ 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）（抄）

（原子力災害対策本部の組織）

第十七条 原子力災害対策本部の長は、原子力災害対策本部長とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指定する国務大臣）をもって充てる。

2 原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 原子力災害対策本部に、原子力災害対策副本部長、原子力災害対策本部員その他の職員を置く。

4 原子力災害対策副本部長は、主務大臣をもって充てる。

5 原子力災害対策副本部長は、原子力災害対策本部長を助け、原子力災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。原子力災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ原子力災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 原子力災害対策本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 原子力災害対策本部長及び原子力災害対策副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者

二 内閣危機管理監

三 副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

7 原子力災害対策副本部長及び原子力災害対策本部員以外の原子力災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 原子力災害対策本部に、緊急事態応急対策実施区域（第十五条第二項第一号に掲げる区域（第二十条第五項の規定により当該区域が変更された場合にあつては、当該変更後の区域）をいう。以下同じ。）において当該原子力災害対策本部長の定めるところにより当該原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害現地対策本部を置く。この場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百五十六条第四項の規定は、適用しない。

9 前条第二項の規定は、原子力災害現地対策本部について準用する。

10 前項において準用する前条第二項に規定する原子力災害現地対策本部の設置の場所は、当該原子力緊急事態に係る原子力事業所について第十二条第一項の規定により指定された緊急事態応急対策拠点施設（事業所外運搬に係る原子力緊急事態が発生した場合その他特別の事情がある場合にあつては、当該原子力緊急事態が発生した場所を勘案して原子力災害対策本部長が定める施設。第二十三条第四項において同じ。）とする。

11 原子力災害現地対策本部に、原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員を置く。

12 原子力災害現地対策本部長は、原子力災害対策本部長の命を受け、原子力災害現地対策本部の事務を掌理する。

13 原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員は、原子力災害対策副本部長、原子力災害対策本部員その他の職員のうちから、原子力災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

（原子力災害対策本部の所掌事務）

第十八条 原子力災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 緊急事態応急対策実施区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者の原子力防災組織が防災計画又は原子力事業者防災業務計画に基づいて実施する緊急事態応急対策の総合調整に関すること。

二 この法律の規定により原子力災害対策本部長の権限に属する事務

三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

（原子力災害対策本部長の権限）

第二十条 原子力災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における権限の行使について調整をすることができる。

2 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、主務大臣に対し、規制法第六十四条第三項の規定により必要な命令をするよう指

示することができる。

3 前項の規定によるもののほか、原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。

4 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求めると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の派遣を要請することができる。

5 原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態の推移に応じ、原子力安全委員会の意見を聴いて、当該原子力災害対策本部に係る原子力緊急事態宣言において公示された第十五条第二項第一号及び第三号に掲げる事項について、公示することにより変更することができる。

6 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、原子力安全委員会に対し、緊急事態応急対策の実施に関する技術的事項について必要な助言を求めることができる。

7 原子力災害対策本部長は、前各項の規定による権限の全部又は一部を原子力災害対策副本部長に委任することができる。

8 原子力災害対策本部長は、第一項、第三項及び第六項の規定による権限（第三項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。）の一部を原子力災害現地対策本部長に委任することができる。

9 原子力災害対策本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

（都道府県及び市町村の災害対策本部の必要的設置）

第二十二條 原子力緊急事態宣言があったときは、当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県

知事及び市町村長は、当該原子力緊急事態に関し災害対策基本法第二十三条第一項に規定する災害対策本部を設置するものとする。

(原子力災害合同対策協議会)

第二十三条 原子力緊急事態宣言があつたときは、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

2 原子力災害合同対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員
- 二 都道府県の災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員で当該都道府県の災害対策本部長から委任を受けた者

三 市町村の災害対策本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員で当該市町村の災害対策本部長から委任を受けた者

3 原子力災害合同対策協議会は、必要と認めるときは、協議して、前項に掲げるもののほか、指定公共機関、原子力事業者その他の原子力緊急事態応急対策の実施に責任を有する者を加えることができる。

4 原子力災害合同対策協議会の設置の場所は、緊急事態応急対策拠点施設とする。

(災害対策基本法の規定の読替え適用等)

第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定(石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規

読み替えられる字句

読み替える字句

定	第二条第二号	第二十一条	第三十四条第一項	第四十条第二
	災害を	災害が 被害	資料 並びにその他の関係者	災害及び災害 災害の状況 災害応急対策
	原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。以下同じ。）を	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が 被害（被害が生ずる蓋然性を含む。）	又は主務大臣を通じ原子力安全委員会に対し、資料 、原子力事業者（原子力災害対策特別措置法第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。）並びにその他の関係者	原子力災害及び原子力災害 原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の状況 緊急事態応急対策
原子力災害予防対策				

第四十二条第 二項第二号	項第二号及び 第四十二条第 二項第二号	災害に関する予報又は警報の発令及び伝達	原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に関する情報の伝達
		消火、水防、救難	救難
第四十六条第 一項	第四十六条第 一項	災害応急対策並びに災害復旧	緊急事態応急対策並びに原子力災害事後対策
		災害予防	原子力災害予防対策
第四十六条第 二項	第四十六条第 二項	災害の	原子力災害の
		災害が発生した場合における災害応急対策	緊急事態応急対策
第四十七条第 一項	第四十七条第 一項	災害予防	原子力災害予防対策
		災害を予測し、予報し、又は災害	原子力災害
第四十八条第 一項	第四十八条第 一項	災害予防責任者	災害予防責任者（原子力事業者を含む。）

	防災計画	防災計画若しくは原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法第七条第一項の規定による原子力事業者防災業務計画をいう。第三項において同じ。）
第四十八条第三項	災害予防責任者 防災計画及び	災害予防責任者（原子力事業者を含む。） 防災計画及び原子力事業者防災業務計画並びに
第四十八条第四項	災害予防責任者	災害予防責任者（原子力事業者を含む。）
第四十九条	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
第五十一条	災害に	原子力災害に
第五十二条第一項	災害に関する警報の発令及び伝達、警告	原子力緊急事態宣言の伝達
第五十二条第一項から第四項まで	災害	原子力災害
第五十三条	災害が	原子力災害が

五項	第五十五条	<p>法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第三項の規定による指示を受けたときは、</p>
第五十六条	<p>法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき</p>	<p>予報若しくは警報</p>	<p>指示</p>
第六十七条第一項、第六十八条第一項、	<p>災害</p>	<p>原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）</p>	<p>原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）</p>

第六十八條の 二第一項及び 第二項並びに 第六十九條		
第七十一條第 一項	災害が 第五十條第一項第四号から第九号まで	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が 原子力災害対策特別措置法第二十六條第一項第二号から第八号ま で
第七十三條第 一項	災害が発生した場合において、当該災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。この項において 同じ。）が発生した場合において、当該原子力災害
第七十四條第 一項及び第七 十五條	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第七十八條第 一項	災害 第五十條第一項第四号から第九号まで	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。） 原子力災害対策特別措置法第二十六條第一項第四号から第八号ま で
第七十九條	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）

第九十五条	第二十八条第二項の規定による非常災害	原子力災害対策特別措置法第十五条第三項の規定に基づく内閣総
第九十四条	災害応急対策	緊急事態応急対策
第九十一条	災害予防及び災害応急対策	原子力災害予防対策及び緊急事態応急対策
第九十条	災害復旧事業	原子力災害事後対策
第八十九条	災害復旧事業の	原子力災害事後対策の
	災害復旧事業費	原子力災害事後対策に要する経費
第八十八条第一項	災害復旧事業費	原子力災害事後対策に要する経費
	災害復旧事業に	原子力災害事後対策に
第八十六条第一項及び第二項	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第八十四条第一項	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官

			第九十六条				対策本部長の指示又は第二十八条の六第二項の規定による緊急災害対策本部長の指示
			災害復旧事業その他災害に関連して行なわれる事業				原子力災害事後対策
			災害				原子力災害
			災害の				原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の
			災害予防、災害応急対策又は災害復旧				原子力災害予防対策、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
			災害				原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
			第七十一条第一項				第七十一条第一項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
			同条第二項				第七十一条第二項
			第七十八条第一項				第七十八条第一項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項

第百十五條	を 含む。 以下		の規定により読み替えて適用される場合を含む。） 及び原子力災害対策特別措置法第二十八條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下
第百十六條	第五十二條第一項	第七十三條第一項	第五十二條第一項（原子力災害対策特別措置法第二十八條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。） 第七十三條第一項（原子力災害対策特別措置法第二十八條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

2 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二條第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十三條第四項	災害予防及び災害応急対策	原子力災害予防対策（原子力災害対策特別措置法第二條第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。）及び緊急事態応急対策
第二十三條第	災害予防又は災害応急対策	原子力災害予防対策又は緊急事態応急対策

第六十条第二項		第六十条第二項		第六十条第一項				第五十八条	六項
立退き先	立退きを	立退き先	立退きを	立退き	災害の	災害から	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	消防機関若しくは水防団	災害が発生するおそれがあるとき
立退き先若しくは待避先	立退き若しくは屋内への退避を	立退き先又は待避先	立退き又は屋内への退避を	立退き又は屋内への退避	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の	原子力災害から	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間	消防機関	原子力緊急事態宣言があつたとき

						都道府県知事
第六十条第五項	災害が発生した場合において、当該災害	原子力緊急事態宣言があつた場合において、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）				
第六十条第六項	公示	公示するとともに、速やかに原子力災害対策本部長に報告				
第六十一条第一項及び第二項	立退き	立退き又は屋内への退避				
第六十二条第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとして しているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において				
	消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害	消防、救助その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）				
第六十二条第二項	災害が発生し、又はまさに発生しようとして しているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において				
第六十三条第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとして している場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間				

第六十五條第一項	第六十四條第八項及び第九項	第六十四條第一項	第六十四條第二項	第六十三條第三項	災害応急対策	緊急事態応急対策
					第八十三條第二項	第八十三條第二項又は第八十三條の三
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害を	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
認めるときは	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	災害を	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間	認めるときは、原子力災害を拡大させる結果となるおそれがない

		場合に限り
第六十五条第三項	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
第七十条第一項及び第二項	災害が発生し、又はまさに発生しようとして しているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
第七十六条第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとして している場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
第七十六条第三第一項	災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十六条第三第三項	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
	災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十六条第三第四項	災害応急対策	緊急事態応急対策

第七十六条の三第六項	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
第七十六条の四	災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十七条第一項及び第八十条第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
第一百十四条	第七十六条第一項	第七十六条第一項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第一百十六条	第六十三条第一項	第六十三条第一項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この号において同じ。）
同条第三項	同条第三項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	
同条第一項	第六十三条第一項	
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官	

3 原子力緊急事態宣言があった時以後における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十四条第二項第二号	災害が発生した場合において、当該災害	原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。）があつた場合において、当該原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第十四条第二項第三号	災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧	原子力緊急事態宣言があつた場合において、当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策（原子力災害対策特別措置法第二条第五号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）及び原子力災害事後対策（同条第七号に規定する原子力災害事後対策をいう。以下同じ。）
第二十九条第一項	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
第二十九条第一項	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策

二項	指定地方行政機関の長	指定地方行政機関の職員
	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長	指定行政機関又は指定地方行政機関の職員
第三十条第一項及び第二項、第三十二条第一項並びに第三十三条	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
第九十九条第一項第二号	災害応急対策若しくは災害復旧	緊急事態応急対策若しくは原子力災害事後対策

4 原子力災害については、災害対策基本法第八十七条及び第八十八条第二項の規定は、適用しない。

5 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力緊急事態に関しては、災害対策基本法第五十条、第五十四条、第五十九条及び第六十六条の規定は、適用しない。

6 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策を実施する地方公共団体の長は、第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第一項の規定によるもののほか、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策を実施するために必要な援助を求めることができる。

○ 原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第号）（抄）

（原子力災害対策特別措置法の一部改正）

第十二条 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

「第一章 総則（第一条―第六条）」を
「第一章 総則（第一条―第六条）」に、
「第三章 原子力緊

急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等（第十五条―第二十四条）」を
「第三章 原子力緊急事態宣言等（第十五条

）
（第十六条―第二十四条）」に、
「第二十七条」を「第二十七条―第二十七条の四」に、
「第三十九条」を「第三十六条」に、

「第四十条―第四十二条」を「第三十七条―第四十条」に改める。

第二条第三号中「主務大臣」を「環境大臣」に改め、同条第五号中「蓋然性」を「蓋然性」に改める。

第四条第二項中「第十七条第六項第三号」を「第十七条第七項第三号」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「環境大臣」に改める。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 原子力災害対策指針

第六条の二 環境大臣は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（次項において「原子力災害対策」という。）の円滑な実施を確保するための指針（以下「原子力災害対策指針」という。）を定めなければならない。

2 原子力災害対策指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 原子力災害対策として実施すべき措置に関する基本的な事項
 - 二 原子力災害対策の実施体制に関する事項
 - 三 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、原子力災害対策の円滑な実施の確保に関する重要事項
- 3 環境大臣は、原子力災害対策指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 4 環境大臣は、原子力災害対策指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 第七条第一項中「主務省令」を「環境省令」に改め、同条第二項中「」及び「を」並びに「」に改め、「包括する」の下に「都道府県及びこれに準ずるものとして政令で定める要件に該当する」を加え、「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改め、同条第三項及び第四項中「主務大臣」を「環境大臣」に改める。
- 第八条第三項中「主務省令」を「環境省令」に改め、同条第四項中「主務省令」を「環境省令」に、「主務大臣」を「環境大臣」に、「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改め、同条第五項中「主務大臣」を「環境大臣」に改める。
- 第九条第五項中「主務省令」を「環境省令」に、「主務大臣」を「環境大臣」に、「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改め、同条第七項中「主務大臣」を「環境大臣」に改める。
- 第十条第一項中「主務省令」を「環境省令（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、環境省令・国土交通省令）」に、「主務大臣、」を「環境大臣、」に、「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に、「主務大臣並びに」を「環境大臣及び国土交通大臣並びに」に改め、同条第二項中「主務大臣に対し」を「環境大臣（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、環境大臣及び国土交通大臣。以下この項、第十五条第一項、第十七条第四項及び第五項並びに第二十条第二項において同じ。）に対し」に、「主務大臣は」を「環境大臣は」に改める。
- 第十一条第一項及び第二項中「主務省令」を「環境省令」に改め、同条第三項中「主務省令」を「環境省令」に、「主務大臣」を「環境大臣」に、「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改め、同条第五項中「主務省令」を「環境省令」に、「主務大臣」を「環境大臣」に改め、同条第六項中「主務大臣」を「環境大臣」に改め、同条第七項中「主務省令」を「

環境省令」に改める。

第十二条の見出しを「(緊急事態応急対策等拠点施設の指定等)」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「環境大臣」に改め、「の拠点」の下に「及び第二十七条第二項に規定する者による原子力災害事後対策の拠点」を加え、「主務省令」を「環境省令」に、「緊急事態応急対策拠点施設」を「緊急事態応急対策等拠点施設」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「環境大臣」に、「緊急事態応急対策拠点施設」を「緊急事態応急対策等拠点施設」に改め、「主務省令」を「環境省令」に改め、「定めるもの」の下に「及び第二十七条第二項に規定する者が当該原子力事業所に係る原子力災害事後対策を講ずるに際して必要となる資料として環境省令で定めるもの」を加え、「主務大臣」を「環境大臣」に改め、同条第五項中「主務大臣」を「環境大臣」に、「緊急事態応急対策拠点施設」を「緊急事態応急対策等拠点施設」に改める。

第十三条第一項中「主務大臣」を「環境大臣」に、「主務省令」を「環境省令」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(防災訓練の実施の結果の報告)

第十三条の二 原子力事業者は、第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第四十八条第一項の規定により行った防災訓練(同項に規定する災害予防責任者と共同して行ったものを除く。次項において同じ。)につき、環境省令で定めるところにより、その実施の結果を環境大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

2 環境大臣は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る同項の防災訓練の実施の結果が当該報告に係る原子力事業所における原子力災害の発生又は拡大を防止するために十分でないときは、当該報告をした原子力事業者に対し、防災訓練の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 原子力緊急事態宣言等

第十五条の見出しを削り、同条第一項中「主務大臣」を「環境大臣」に改め、同条第四項中「、原子力安全委員会の意見を聴いて」を削り、「行う旨」の下に「及び次に掲げる事項」を加え、同項に次の各号を加える。

一 原子力災害事後対策を実施すべき区域

二 前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内の居住者等に対し周知させるべき事項
第十五条の次に次の章名を付する。

第三章の二 原子力災害対策本部の設置等

第十六条第一項中「緊急事態応急対策」の下に「及び原子力災害事後対策（以下「緊急事態応急対策等」という。）」を加える。

第十七条第四項中「主務大臣」を「環境大臣」に改め、同条第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、同条第十項中「緊急事態応急対策拠点施設」を「緊急事態応急対策等拠点施設」に、「第二十三条第四項」を「第二十三条第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「原子力災害対策本部に、」の下に「原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては」を加え、「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に改め、「同じ。」の下に「において、原子力緊急事態解除宣言があった時以後においては原子力災害事後対策実施区域（第十五条第四項第一号に掲げる区域（第二十条第七項の規定により当該区域が変更された場合にあつては、当該変更後の区域）をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項第一号中「国務大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者」を「全ての国務大臣」に改め、同条第三号中「副大臣」を「原子力災害対策副本部長以外の副大臣、大臣政務官」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 原子力災害対策本部長は、環境大臣のほか、緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、原子力災害対策本部員のうち、環境大臣以外の国務大臣又は副大臣の中から、内閣総理大臣が指名する者を原子力災害対策副本部長に充てることができる。

第十八条第一号中「防災計画」の下に「、原子力災害対策指針」を加え、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 原子力災害事後対策実施区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者の原子力防災組織が防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防

災業務計画に基づいて実施する原子力災害事後対策の総合調整に関すること。

第十九条第一項中「緊急事態応急対策」を「緊急事態応急対策等」に改める。

第二十条第一項中「緊急事態応急対策実施区域」の下に「及び原子力災害事後対策実施区域」を加え、同条第二項中「主務大臣」を「環境大臣」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、「(第三項)」の下に「及び第五項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を削り、同条第五項中「、原子力安全委員会の意見を聴いて」を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 原子力災害対策本部長は、原子力災害事後対策の実施状況に応じ、当該原子力災害対策本部に係る原子力緊急事態解除宣言において公示された第十五条第四項各号に掲げる事項について、公示することにより変更することができる。

第二十条第四項の次に次の一項を加える。

5 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の原子力災害事後対策実施区域における原子力災害事後対策を的確かつ迅速に実施し、かつ、国民の生命、身体又は財産を保護するため特に必要があるときは、その必要限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。

第二十一条中「原子力緊急事態宣言に係る原子力緊急事態に関し、原子力緊急事態解除宣言があった時に」を「その設置期間が満了した時に」に改める。

第二十二条に次の一項を加える。

2 当該原子力緊急事態に関し、原子力緊急事態解除宣言があったときは、前項の規定により設置された災害対策本部のうち、当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域を管轄する都道府県知事又は市町村長により設置されたものは、引き続き、設置されるものとする。

第二十三条第四項中「緊急事態応急対策拠点施設」を「緊急事態応急対策等拠点施設」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「原子力緊急事態応急対策」の下に「又は原子力災害事後対策」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第

三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 当該原子力緊急事態に関し、原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、前項の規定により組織された原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部及び前条第二項の規定により存続する災害対策本部がそれぞれ実施する原子力災害事後対策について相互に協力するための組織としてなお存続するものとする。

第二十五条第二項中「主務大臣、」を「環境大臣、」に、「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に、「主務大臣並びに」を「環境大臣及び国土交通大臣並びに」に改める。

第二十六条第二項及び第三項中「防災計画」の下に「、原子力災害対策指針」を加える。

第二十七条第一項第一号中「緊急事態応急対策実施区域その他所要の区域（第三号において「緊急事態応急対策実施区域等」という。）」を「原子力災害事後対策実施区域」に改め、同項第三号中「緊急事態応急対策実施区域等」を「原子力災害事後対策実施区域」に改め、同条第二項及び第三項中「防災計画」の下に「、原子力災害対策指針」を加え、第五章中同条の次に次の三条を加える。

（市町村長の避難の指示等）

第二十七条の二 前条第一項第一号に掲げる調査により、当該調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、人の生命又は身体を当該原子力災害から保護し、その他当該原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先又は退避先を指示することができる。

3 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退き若しくは屋内への退避を勧告し、若しくは指示し、又は立退き先若しくは退避先を指示したときは、速やかに、その旨を原子力災害対策本部長及び都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

(警察官等の避難の指示)

第二十七条の三 前条第一項の場合において、市町村長による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を指示することができる。同条第二項の規定は、この場合について準用する。

2 警察官又は海上保安官は、前項の規定により避難のための立退き又は屋内への退避を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第二十七条の四 第二十七条第一項第一号に掲げる調査により、当該調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内に警戒区域を設定し、原子力災害事後対策に従事する者以外の者に対して当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行う市町村の職員による同項に規定する措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行うことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行ったときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

第二十八条第一項の表第二十一条の項を次のように改める。

第二十一条	並びにその他の関係者	、原子力事業者（原子力災害対策特別措置法第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。以下同じ）並びにその他の関係者
-------	------------	--

第二十八条第一項の表第三十四条第一項の項の次に次のように加える。

第三十六条第一項	防災基本計画	防災基本計画及び原子力災害対策指針（原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項に規定する原子力災害対策指針をいう。以下同じ）。
第三十八条	防災基本計画	防災基本計画、原子力災害対策指針
第三十九条第一項及び第四十条第一項	防災基本計画	防災基本計画及び原子力災害対策指針

第二十八条第一項の表第四十条第二項第二号及び第四十二条第二項第二号の項を次のように改める。

第四十条第二項第二号	災害予防	原子力災害予防対策
	災害に関する予報又は警報の発令及び伝達	原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に関する情報の伝達

<p>第二十八条第一項の表第四十二条第二項第二号の項の次に次のように加える。</p>	<p>第四十二条第二項第二号</p>	<p>災害に関する予報又は警報の発令及び伝達</p>	<p>災害予防</p>	<p>災害基本計画及び原子力災害対策指針</p>	<p>原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に関する情報の伝達</p>	<p>災害応急対策並びに災害復旧</p>	<p>消火、水防、救難</p>	<p>災害応急対策並びに災害復旧</p>	<p>消火、水防、救難</p>	<p>第四十一条</p>	<p>防災基本計画</p>	<p>緊急事態応急対策並びに原子力災害事後対策</p>	<p>救難</p>
										<p>第四十二条第一項</p>	<p>防災基本計画</p>		
<p>第四十三条第一項及び第四十四条第一項</p>	<p>防災基本計画</p>	<p>防災基本計画及び原子力災害対策指針</p>	<p>救難</p>	<p>緊急事態応急対策並びに原子力災害事後対策</p>	<p>救難</p>	<p>災害基本計画及び原子力災害対策指針</p>	<p>救難</p>	<p>災害基本計画及び原子力災害対策指針</p>	<p>救難</p>	<p>緊急事態応急対策並びに原子力災害事後対策</p>	<p>救難</p>		

第二十八条第一項の表第四十六条第二項の項及び第四十七条第一項の項を次のように改める。

第四十六条第二項		災害予防	原子力災害予防対策
第四十七条第一項		防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針
害	災害を予測し、予報し、又は災害	原子力災害	

第二十八条第一項の表第四十七条第一項の項の次に次のように加える。

第四十七条第二項	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針
----------	------	-------------------

第二十八条第一項の表第四十九条の項及び第五十一条の項を次のように改める。

第四十九条		防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針
第五十一条		防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針
	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策	

災害に	原子力災害に
-----	--------

第二十八条第二項の表第七十八条第一項の項を次のように改める。

第七十八条第一項	
防災業務計画	原子力災害対策指針又は防災業務計画
第五十条第一項第四号から第九号まで	原子力災害対策特別措置法第二十六条第一項第四号から第八号まで
災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）

第二十八条第二項の表第二十三条第四項の項及び第二十三条第六項の項を削る。

第二十八条第二項の表第六十二条第一項の項及び第六十二条第二項の項を次のように改める。

第六十二条第一項	
地域防災計画	原子力災害対策指針若しくは地域防災計画
災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害	消防、救助その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）

第六十二条第二項	
災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
地域防災計画	原子力災害対策指針又は地域防災計画

第二十八条第二項の表第七十条第一項及び第二項の項を次のように改める。

第七十条第一項及び第二項	
災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
地域防災計画	原子力災害対策指針若しくは地域防災計画

第二十八条第二項の表第七十七条第一項及び第八十条第一項の項を次のように改める。

第七十七条第一項及び第八十条第一項	
災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針

第二十八条第二項の表第七十七条第一項及び第八十条第一項の項の次に次のように加える。

第八十条第二項	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針
---------	------	-------------------

第二十八条第三項の表第十四条第二項第三号の項の次に次のように加える。

第二十三条第四項	当該都道府県地域防災計画又は 災害予防及び災害応急対策	原子力災害対策指針又は当該都道府県地域防災計画若しくは 原子力災害予防対策（原子力災害対策特別措置法第二条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。） 、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策
第二十三条第六項	災害予防又は災害応急対策	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策

第三十条第一項中「文部科学省及び経済産業省」を「環境省」に改め、同条第二項中「文部科学大臣又は経済産業大臣」を「環境大臣」に改める。

第三十一条及び第三十二条第一項中「主務大臣」を「環境大臣、国土交通大臣」に、「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改める。

第三十四条及び第三十五条を削り、第三十六条を第三十四条とし、第三十七条を削り、第三十八条を第三十五条とし、第三十九条を第三十六条とする。

第四十条中「又は第十一条第六項」を「、第十一条第六項又は第十三条の二第二項」に改め、第七章中同条を第三十七条とする。

第四十一条第五号中「第三十一条」を「第十三条の二第一項又は第三十一条」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十九条 第二十七条の四第一項の規定による市町村長又は同条第二項の規定による警察官若しくは海上保安官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

第四十二条中「前二条」を「第三十七条又は第三十八条」に改め、同条を第四十条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第十二条中原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の表第三十四条第一項の項の次に次のように加える改正規定、同表第四十条第二項第二号及び第四十二条第二項第二号の項の改正規定、同表第四十二条第二項第二号の項の次に次のように加える改正規定、同表第四十六条第二項の項及び第四十七条第一項の項の改正規定(第四十七条第一項の項に係る部分に限る。)、同表第四十七条第一項の項の次に次のように加える改正規定並びに同表第四十九条の項及び第五十一条の項の改正規定(第四十九条の項に係る部分に限る。)、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 三六 (略)